

第4回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年1月22日（水）12:59～14:20
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）小林喜光議長、佐久間総一郎座長、竹内純子
 - （専門委員）有路昌彦、泉澤宏、花岡和佳男、林いづみ、本間正義
 - （政府）田和内閣府審議官
 - （事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）株式会社宇和島プロジェクト：木和田代表取締役社長
愛媛県農林水産部水産局水産課：前原課長
くら寿司株式会社：久宗常務取締役
くら寿司株式会社：大濱ジュニアマネージャー
水産庁：山口長官
水産庁：保科次長
水産庁：森漁政部長
水産庁：天野漁政部加工流通課長
水産庁：清水漁政部水産経営課長
水産庁：廣野資源管理部管理調整課長
水産庁：藤田増殖推進部栽培養殖課長
農林水産省：山口大臣官房政策課長
公正取引委員会：藤本経済取引局取引部長
公正取引委員会：川上経済取引局取引部企業取引課長

4. 議題：

（開会）

1. 水産物及び漁業生産資材の流通総点検について

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 まだ、時間はあるのですけれども、皆さんおそろいですので、第4回「農林水産ワーキング・グループ」を開催させていただきたいと思います。

本日は、小林議長に御出席いただいております。南雲座長代理、新山委員は所用により欠席ということでございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、佐久間座長にお願いしたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○佐久間座長 それでは、本日の議題に入ります。

本日の議題は「水産物及び漁業生産資材の流通総点検について」であります。

令和元年6月21日に閣議決定されました規制改革実施計画の水産分野のうち、水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検の項目につきまして、現状の取組状況を農林水産省よりヒアリングさせていただきます。

なお、実施事項のeにありました漁獲証明制度の創設に向けた検討につきましては、農水省におかれては、現在、関係者と調整中ということでございますので、今日のメインの議題からは一旦外しまして、後日、改めてお話を伺うこととしたいと考えております。

また、本日は、現場での流通の実態や養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルについてお話を頂くべく、株式会社宇和島プロジェクトの木和田代表取締役社長、愛媛県農林水産部水産局水産課の前原課長、くら寿司株式会社の久宗常務取締役、大濱ジュニアマネージャーにもお越しいただいております。

それでは、まず、宇和島プロジェクトの木和田様より説明を、恐縮ですけれども、5分ほどお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○木和田社長 よろしくお願いいたします。

私は、宇和島プロジェクトの木和田です。

私は、20年ほど漁協、JFグループに所属してしまして、今、株式会社を起こして10年目に入りました。

今回、漁業権が改正されるということで、ビジネスモデルというのを提言させていただきたいと思います。

今、生産者は、どんどん減っています。私が漁協に入ってから宇和島漁協でも60社あった漁業者が、養殖業者が今は30社ほどになっています。

宇和島市に8漁協ある中で宇和島漁協というのは1つなのですけれども、その中で、やはり生産者がどんどん後継者がいなくなって、新規参入が行われていない現状があります。

何で後継者が残らないか、やはり価格の変動とか、所得が不安定な要素が大いにあります。

そこでビジネススキームの1つとして、例えば、生産者が10基いかだがあった場合、1基を中小の量販店さん、外食さんに、貸す、レンタルすることによって、中小の外食さん、量販店さんは参入しやすくなるというメリットがあります。

そこで管理とか、漁業を行うのはプロ、養殖業者はプロなので、9個いかだを管理するのも10個管理するのも一緒なのです。

というところで、そのうちの1個を、例えば月に50万円で貸した場合に、年間600万円となれば、かなり漁業者からしたら安定的な収入が得られるであろうと考えております。

それで、今、参入される大手さんというのは、やはり、お金を持って入ってこられるので、なかなか中小は入ってこられない現状があります。

あと、コミュニティの問題もあります。コミュニティの問題も、本当に漁業者の誰に言っているのか、漁協さんに言ったらいいのか、漁連さんに言ったらいいのか。

それで、我々、宇和島プロジェクトに言ってもらったら、大体、ここの漁業者は、こういうことができますということは言えますけれども、それを産地で探すことは必要にはなってくると思います。

けれども、蓄養の委託には問題も多々ありまして、そこで出荷するまでのいかだを管理する、漁業者が管理するのですけれども、魚が死んだ場合は、漁業者は、結構漁業共済で守られているのですけれども、今度入ってくる量販店さん、外食さんに関しては、その漁業共済も同じように添付した方がいいのではないかと考えております。

産地側なのですけれども、やはり、そういう形で、いかだを貸すことによって、いろいろ量販店さん、外食さんがどんどん産地に入ってきてもらいます。

今、宇和島も1年間に1,000人、人口がいなくなっています。本当にどんどん少なくなっていく中で、やはりそういう形で、いろいろなところから、いろいろな方が入ってきてくれることによって、町が活性化する、お金を落としてもらおうということも、養殖業のPR、観光資源の活用にはなるのではないかと考えております。

また、消費者に関しましては、安定した価格、安定した品質の魚を確保できます。それから、消費者といっても、やはり量販店さんが確保されるということです。

流通業者は、我々、加工場を持っているのですけれども、宇和島にも餌屋さんがあります。その宇和島の餌屋さんから、供給を独自で開発してもらったものを出してもらって、出荷は生産者に手伝ってもらって、我々が加工したものを流通するという形でやれば、誰も損をしない、win-winの形ができるのではないだろうかと思っております。

これは参考データなのですけれども、これは宇和島の一部の養殖歴があるタイの生産者です。

こういう形で25年から40年、新たな参加者がいません。ということで、この40年選手たちも亡くなった場合、後継者がいなくて、漁場が空くということも、これから大いに考えられます。

養殖漁業の経営体数は、また、次のページにもあるのですけれども、年々減ってきています。そういうところで、今後、こういう蓄養レンタル、漁場のレンタル、それで、また、イニシャルコストがなくても、生産する資材等は、今、実際にあるわけですから、簡単に入ってこられる体制を作れば、今回の漁業法の改正には、かなりビジネスモデルとしていいのではないだろうかと思っております。

これで、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして愛媛県の前原様から、恐縮でございますけれども、5分程度で説明をお願いいたします。

○前原課長 愛媛県の水産課長をしております、前原と申します。こういう機会を頂きまして、ありがとうございます。

ただ、本日のテーマのうちで、養殖資材等の不適切な流通実態については、当県の方では把握できておりません。ですので、養殖業の課題は、餌や飼料、養殖業の流通販売等々のお話をさせていただく中で、少し触れさせていただけたらと思います。

それでは、1ページから9ページに、本県の魚類養殖の現状、課題をまとめております。

本県の魚類養殖業は、昭和36年頃にブリの養殖からスタートしまして、60年を経過しております。様々な人たちの努力、漁場環境の良さなどから、40年にわたって日本一の生産量を堅持しております。

しかしながら、近年は、担い手の減少、高齢化、生産構造が2魚種、ブリ、マダイに集中しておりまして、価格変動に非常に脆弱な構造になっております。そこら辺、問題山積という状況でございます。

本県でも水産振興計画を立案するに当たって、生産現場に集中的にヒアリングを行いまして、問題の抽出、今後の取組について、毎回整理をするわけですが、それらについては、9ページから13ページに取りまとめてございます。いろいろな課題がございます。

本県の流通について申しますと、本県の魚類養殖業につきましては、産地流通業者と呼ばれる地元で養殖の総合商社的な企業が多数集中して存在しているというのが大きな特徴だろうと思います。

これらの社は、昭和40年以降、養殖が始まって生産が急速に伸びましたが、系統団体では取扱いを持て余した状況の中で、もともと飼料販売であるとか鮮魚卸、運搬冷凍などを手がけていた地元の民間企業が、自ら得意分野を生かして、養殖業の販売に乗り出して、現在の総合的な商社に発展したという経緯がございます。

販路の拡大に伴いまして、サイズ、品質等々が厳しく言われるようになり販売先のニーズに 대응するうちに、量販店などの価格決定権が、川下側に移ってしまっていて、川上に利益や経費の圧縮が求められるようになってきました。

ですので、非常に商社としても厳しいし、そのしわ寄せがくる生産者も非常に厳しいという事態が起こり得る状況になっているということです。

ただ、産地流通業者の方は、最終販売先と生産者の間で調整役となって、末端価格と浜値のミスマッチを解消したり、販売先へ安定供給と、生産者の持続性、生産者が倒れないようにするようなことに非常に苦勞しておりまして、水産会社は、我々は生産者を守っているのだという強い意識を共通に持っているということが、ヒアリングの中で分かっています。

当県としては、産地流通業者の動向によりまして、本県の魚類養殖業は左右されてしまうというような感覚でおります。

産地流通業者のビジネスモデルというのは、多くは、特定の複数の養殖業者さんを対象にしておりまして、餌や種苗を販売し、その養殖業者さんが生産した養殖魚を買って、そ

れを販売して、売掛金を回収して商売をしているという状況で、そのやりくりについては、種苗であるとか、餌あるいは成魚の買取り、販売、あとは資機材、設備、医薬品に至るまで、多々にわたっておりまして、資金供給の面でも、金融的な機能も発揮しておりまして、養殖業者の一連の活動を総合的、包括的にサポートをしているという状況でございます。

生産者にとりましては、安定した販売先が確保できていると、それは水産会社に売ればいいということがありますので、取引先として長年維持してきた利点というのは、生産者側にもあるわけです。

産地流通業者との取引関係を長年維持してきた養殖業者にとっては、今のシステムを脱して自立した経営に転換するというのはなかなか難しいという状況でございます。

価格形成につきましては、生産、流通、加工などの原価確保を川下側が常に受け入れてくれる状況が、もし、生まれるのであればいいのですけれども、なかなか量販店なり、小売店の方でも受け入れは難しいと思います。末端価格は、一定が有り難いという状況もありますので、生産者サイドで努力しないといけないという状況です。生産者価格の方は、原価プラスアルファで進めることが、できるのであれば、計画的な生産、経営の安定、供給も安定、販売価格も安定できるということで、三方皆よしの状況になるのではないかと思いますけれども、そこら辺の価格決定あるいは価格の形成をどうしていくかというのは、大きな問題だろうと思っています。

県では、いろいろ事業を進めておりますけれども、我々も横の連携、縦の連携というのが重要だろうということで、水産会社を巻き込んだ縦横連携を進めますとともに、県庁内でも横連携を密にして、価格の向上とか、輸出の促進とかに取り組んでいるところで、今後とも持続的な養殖生産が可能になるような施策を生産者、産地流通業者、系統団体と連携しながら進めていきたいと思っています。

紹介めいたことで申し訳ないですが、以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、くら寿司様、お願いいたします。恐縮ですけれども5分程度でということでございます。

○久宗常務取締役 くら寿司の久宗です。本日は、よろしくお願いいたします。

当社は、御存じのとおり回転寿司をさせていただいております、たくさんの魚と、たくさんの米で商売をさせていただいております。

そのことから、やはり常に恩返しをしないといけないという企業としての考えがありまして、10年前から天然魚プロジェクトと題しまして、日本の漁業を再生したい、日本の漁業のためになりたいというプロジェクトを実施させていただいております。

どれだけのたくさんのお魚を使わせてもらっているか、例えば、養殖魚のハマチでいきますと、年間で1,750トン。マダイでいきますと、年間で450トン。

10年前から取組が始まりました天然魚プロジェクトも、現在では、100か所以上の漁協様と取引ができるようになりまして、現在でいきますと、1,600トンの天然魚を取り扱うとい

うことができるようになりました。これも本当に、各産地の方の御協力のおかげです。

その中で、魚を有効に全て使い切りたいという取組の中から、お寿司に使う部分が40%、その部分で20%は、すり身とか、そういったものに使う部分で、60%分ぐらいは可食分として使えるのですけれども、残りは、どうしてもアラ、骨になりますので、それを餌にするというようなことで全て使い切りたいというところが、さかな100%プロジェクトでございます。

そして、餌の部分を使って、今度はまた、たくさん使わせてもらっている養殖魚にそれを転用しようというような形で、魚育プロジェクト、こういう形で、一つ一つチャンスを見つけ、課題を解決してという流れで、この10年を過ごしてきました。

また、この魚育プロジェクトを進めるに当たって、法的な問題にも、今、ぶつかっておりますので、その具体的な問題に関しまして、大濱の方から説明させていただきます。

○大濱ジュニアマネージャー　くら寿司の大濱と申します。

今、当社の常務の方からも話がありました、さかな100%プロジェクト、あと魚育プロジェクトを進めるに当たりまして、いろいろな問題点に当たりましたので、その部分に関して問題提起という形で、お話をさせていただければと思います。

まず、さかな100%プロジェクトの部分でいきますと、餌の部分で、まずは当社で何ができるのだろうか。ゼロイチで何ができるかというところで進めさせていただいたときに、やはり、まず、餌会社さんに関しては、一般企業、私たちのような水産に直接関わっていないところに対しては、やはり口が開いていない、市場が開放されていないなというのが一番始めに思ったところでした。

また、プライベートブランドで当社の魚粉を使って、魚をよく育てるような餌を作りたいと思っても、やはり1ロットが大きくて、それに関して当社が使う試作がなかなかできなかったというところが、さかな100%プロジェクトにおいては問題になった点でした。

ただ、こちらの方ももうまく宇和島プロジェクトさんを含め、多数の御関係者の方の助けのもと、今までは、フルーティーフィッシュの作成というので循環フィッシュ、さかな100%プロジェクトで進めさせていただいているところであります。

魚育プロジェクトを進めるに当たりまして、問題になっていたのは委託養殖の基準というのが、私たちは大丈夫だろうと思っていたところが、ある漁協さんでは、いや、それは委託養殖に当たるから駄目ですよと言われてたり、ある漁協さんでは、別に、それをやる部分に関しては問題ないですよと言われてたりというので、一定の基準というのがどうなっているのだろうかというのが、私たちの率直に感じたところでした。

今回の流れとしましては、その委託養殖に当たらない形を取るために、今回の流れは、当社の年契約をしている定置網でとられた未成魚の魚を、まず、生産者さんの方に販売させていただく。それで、その販売先で頂いた魚を加工会社さんに買い取っていただいて、それをフィレという感じで可食部に変えていただいて、そのフィレを当社が製品として買い取るという流れで生産をしていただいたという流れになります。

本来であれば、当社の定置網でとれた魚ですので、その魚を生産者さんに生産委託という形でさせていただいて、餌に関しても当社から提供させていただくという形で、最終は魚を買い取るという流れにしたいというのが、今後の私たちの要望であるのですが、それが現状で、やっていいのか、やってはいけないのかというのが分かっていないというのが今の問題点です。

未来に向けた養殖漁業に対しての当社のビジネスモデルとしては、こういった形で、今、不安定な、高値のときは高い値段で売りますが、高値ではないのですけれども、安定した経営になるようにというところで、餌、種苗のところを当社から委託させていただいて、生産賃という形でもうけていただく、当社はサラリーマン漁師さんという形で言ったりするのですけれども、そういった安定した経営の在り方というのは、生産委託という形でできるのではないかと、こういったところの法整備というのが進められていけばと願っております。

少し長くなりましたが、以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたけれども、農林水産省より説明を5分程度で、よろしくお願いたします。

○山口長官 水産庁の長官の山口でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

資料の1-4-1で説明させていただきます。

水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検ということで、令和元年6月の閣議決定で、実施計画に記載されている内容についての現在の対応状況について、まとめたものがございます。これを御説明させていただきます。

まず、aの生産物及び漁業生産資材の流通に関する実態の調査でございます。

水産物については、平成30年度に産地市場の買受人を対象に、産地市場における課題や、取引における不適正事例の有無について調査を実施しました。調査の結果につきましては、資料の1-4-2の方につけさせていただいておりますが、大まかなところを言いますと、コスト増加を反映しない価格決定が行われているという回答が26%というもので、多うございました。

また、更に物流センターフィーの負担があるという回答、また協賛金（リベート）が負担となっているという回答も、それぞれ12%、8%あったというところでございます。

漁業生産資材についても、平成30年度に漁船、漁網、種苗、餌の流通構造の調査を実施しました。これについては引き続き、元年度の調査も実施しているところでございまして、そこでは資材コスト低減の取組や、また、海外での資材の流通構造等を調査するというところで調査中でございます。

この結果は、まとめ次第、また公表させていただきたいと思っております。

30年度の調査の結果では、これも別添にはございますが、大まかなところを言いますと、まず漁船についての流通構造、生産構造でございますが、これは各漁船の操業実態に応じ

た設計を漁業者が求めるということで、オーダーメイドでの建造が一般的に行われているということでございます。

いわゆる船主の意向がありまして、それを造船所・機器メーカー等が設計・建造を行い、メンテナンスもその造船所等で行うということになっております。

漁網については、まき網や定置網が使うような大型の漁網については、業者が漁具メーカーに、これもオーダーメイドで注文するという形になっております。

小型の漁具や養殖用の漁網等は、一般的に漁協や代理店を介して、漁具メーカーに既製品を発注するということになっております。

種苗や餌については、養殖業者は産地流通業者、これは先ほどの愛媛県さんの説明にもありましたように、いわゆる産地商社を通じての購入というのが行われているという場合が多いでございます。一部地域では、この養殖魚の販売も同じ産地商社を通じて行っているということもございますし、資金に乏しい養殖業者については、産地商社に養殖魚の販売代金と相殺してもらうことにより、支払猶予、売掛金とおっしゃっていましたが、そういった形での取引をやっているということもございます。

続きまして、bでございます。不適正な取引を未然に防止するためのガイドラインの策定又は自主行動計画の策定を働きかけるという計画でございます。

これにつきまして、水産物流通については、小規模で零細な産地市場の仲買人が十全に役割を果たせるよう、今年度中に取引適正化のためのガイドラインを策定しようということで、今、関係省庁との調整を進めているところでございます。

漁業生産資材の流通につきましては、産地商社による養殖用餌の取引慣行について、その具体的な取引態様によっては、そういう自主的な養殖業者の事業運営を阻害するおそれがあると考えておりますので、これも今年度中に、漁業生産資材に係る望ましい取引の在り方を示すガイドラインを策定したいと考えております。

cのところでございますが、その調査の結果で、独禁法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図るということでございますが、これについては、そういった実態がある場合には、公正取引委員会と連携して是正を図ってまいりたいと考えております。

dでございます。魚類養殖業についての資金調達、これについての円滑化を図るために、例えば、事業性評価による適切な融資が可能となる金融制度の構築、又は養殖生産の需要家からの受託と、その養殖業者の経営安定に資するビジネスモデルの推進を早急に検討するというところでございます。

これについては、事業性評価専門機関の協力を得ながら、養殖業の事業性評価ガイドラインを、今年度中を目途に作成・公表する予定でございます。

また、ビジネスモデルの件につきましては、現在水産庁の中で、養殖業成長産業化総合戦略を検討するというところで、今、協議会を開いております。その中で、養殖業者の経営安定に資するビジネスモデル例を検討しておるところでございます。戦略が出ました場

合には、その取組方向を記載して推進してまいりたいと考えております。

eのところでございます。輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設でございますが、これについては、先ほど座長の方からもお話がございましたように、まだ検討中のところでございます。

ここに書いてあるように、昨年9月から有識者による検討会を開催しておりまして、1つは国内の漁獲証明制度を創設するというもの。2つ目は、その中で特定の水産動植物については、漁獲証明を義務づけていくということ。また、IUU漁業の懸念がある輸入水産物の漁獲証明の仕組みを作るということで、検討を重ねてきているところでございます。

昨年の12月の第4回の検討会では、制度の大きな方向性については、共通の認識が得られておられますが、一方で、現場の負担をどのように軽減していくか、また不正流通の防止について必要かつ十分な規制となっているか等については、多様な水産物流通の現場実態を踏まえながら、更に検討が必要であるという旨の御指摘を頂いているところでございます。

今後、そういう実行可能性や法制上の観点を含め検討を進め、検討会での最終取りまとめを経て、制度化に向けた作業を進めていきたいと考えております。

当方からの報告は以上ですが、ここで、先ほど発表のありました三者の御意見について、当方の見解を述べさせていただきます。よろしいですか。

○佐久間座長　お願いします。

○山口長官　最初の宇和島プロジェクトさんの御提案や、3番目のくら寿司さんからの御提案がございました。

これにつきましては、いわゆる生産委託の話だと思っております。養殖業を営んでいる生産者に対しまして、生産委託をするということでもありますので、これについては法的には可能だと考えております。

具体的な運用なり手続面で何か問題等ございましたら、私どもの方にもお問い合わせいただければと考えております。

あと、愛媛県のお話は、養殖業のいろいろな課題についてお話がございましたので、これについても、また直接県からお伺いしていきたいと思っております。

○佐久間座長　ありがとうございます。

それでは、公正取引委員会より御出席を頂いていますので、もし、今までの段階で何かコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

○藤本取引部長　特にございません。長官が先ほど説明されたとおりです。

○佐久間座長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

林専門委員、お願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

農水省様に2点お伺いしたいと思います。

最初に、今、山口長官から、養殖業の生産者に対する生産委託については、法的に可能、つまり、現行法上できることに問題ないということを確認していただきましたので、是非ともこういう新しいビジネスモデルを推進して、生産者の方の手取り収入が1円でも上がるように進めていただければと思います。

次に質問なのですが、昨年の水産ワーキング・グループの第5次答申において、私どもがお願いした調査というのは、1点は、既存の流通業者が中間に5社も6社も介入させて、合理的な理由のない、いわゆるみかじめ料的なものを取ったりしていないか、2点目としては養殖業の餌問屋が、生産者がエンドユーザーと直接商談することができないように、實際上、養殖魚の販路とか相場をコントロールするような実態があるのではないかという、そういうヒアリングをした上での実態調査を求めたわけでありまして。今回アンケート調査をされたということなのですが、当然ながらアンケート調査の対象は、こういった中間搾取される側の漁業者とか加工業者とか、新規の参入を図っていらっしゃる流通業者の方に対してアンケートを行わないと調査の意味がないと思われるのです。どうも拝見した資料によれば、これらの方々についてヒアリングをされていないようですので、アンケートをやり直していただけないかというのが1点目でございます。

その上で、質問の2点目は、こういった搾取される側の方々を入れた検討会でもって、取引適正化のガイドラインを策定する会議体を作っていただきたいと思うのですが、その会議体のメンバーに、そういった生産者などを入れていただけないでしょうか。また、こういう旧来の構造が、こういった点で問題があるのかということも、独禁法の学者や業界団体の方も含めて検討すべきだと思います。その検討会の在り方について、2点目として質問させていただきたいと思います。

○佐久間座長 ただいまの点につきまして、お願いいたします。

○山口長官 林先生から御指摘なのですが、まず、水産物の流通に関して、いわゆる価格形成なりが適正でないのではないかなという御指摘を受けて、調査をしると我々としては受け止めておりました。

それで、生産者からの実態の声といいますのは、当然、たくさん今までも伺っておりますし、各団体等からも常々伺っておりますが、各漁業者側は、具体的に言うと、産地市場でそういう産地仲買人という方々が来られて、そこで競り、入札等で価格が決まりますので、いわゆるどこかからの圧力を受けてとか、そういったことでの価格形成というのは、基本的には感じておられないのではないかと思います。

今回の調査で実態が分かったことは、産地仲買人の方々が、どれぐらいの価格で入札をするか、札を入れるかといったところを調査してみると、消費地の方のいろいろな圧力といいますか、そういったことで、回答にも書かせていただきましたけれども、例えば、コスト増加を反映しないような価格で、末端価格が決まっているから、これで買ってくれ

たいな話があるとか、あと仲買人からスーパー等、量販店等に卸す場合に、物流センターフィーを取るとか、そういった実態が分かったところでございます。

そういったことで、適正化ガイドラインを作ろうということを考えているところでございますが、中間搾取という点で、価格形成が不適切なものというところの、一番凝縮しているところは、産地仲買人から消費地、このところの工程だと考えておるわけでございますが、委員からも御指摘がございましたので、ほかの関係者についても、もう一度補完的な調査等はやってみたいと思っております。

あと、みかじめ料等の話については、これは養殖業者の方の資材の話としてあったのではないかと思うのですけれども、資材価格の調査については、先ほども御説明しましたように、1年目の調査は、別添の資料にございますけれども、それぞれの流通構造等について調査をやったところでございまして、今、元年度の調査をしている中で、更にその中で、どういった問題点があるのか、また、外国の事例との比較において、どういった改善ができるのかということについては、今後更に検討してまいりたいと考えております。

あと検討会の話は、これ養殖の検討会については、今正にやっておりますが、これは生産者も流通業者も、あと学識経験者も含めて、養殖業に関して多様な関係者の皆さんに入っていて、これからの養殖業の在り方等について御議論いただいているという状況でございます。

○林専門委員 ありがとうございます。

もう一度、生産者にもアンケートをとっていただくということで、是非よろしく願いたいと思います。

資料の1-4-2の17ページでしょうか、流通の流れの表がございまして、仲買人に対してヒアリングをすれば、当然ながら自分より川下の消費地についての問題点の御指摘というものが上がってくると思います。

しかしながら、それ以前の川上の流れの生産者に聞けば、生産者から仲卸に行くまでのところの問題点が浮かび上がってくると思いますので、是非ともアンケートのやり直しをお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○佐久間座長 それでは、次に竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

私も農水省様に1点と、あとは木和田さんにも1点、お伺いをできればと思います。

最初の方なのですけれども、今、林専門委員の方からも御指摘がありましたとおり、私も水産物というものの市場構造の複雑さといいますか、多層化しているところを考えますと、やはり全体像を見て、全体の健全化を図っていく必要があるかと思っております。関係者の声を広く聞いていただく必要があるかと思っておりますので、先ほど、補完的というお言葉がありましたけれども、それぞれのプレイヤーが、多分いろいろな不満なり、不測の状況というのは、いっぱい抱えていると思いますので、やはり広く、この市場、この産業に

関わるステークホルダーに御意見を聞いていただければ有り難いと思います。

その上で、これからガイドラインを策定いただくというようなことがございましたけれども、今、検討会を設立して作るとかの部分については御説明を頂いたかと思うのですけれども、これをどうやって広めるとか、実効性を持たせるかというようなところ、その広め方と実効性というようなところで補足をいただければと思います。

それと、今の時点で、どういった項目を入れ込もうと思っておられるかといったようなところが、もしございましたら御教示をお願いできればと思っております。

もう一点、木和田様、また、くら寿司様にもお伺いできればと思いますけれども、先ほど長官の方からも、今の法制度のもとで、こういった新規のビジネスというのはできるということは、御発言を頂いたところです。法的なところばかりではなくて、例えばファイナンスの面であるとか地域のネットワークの面でもこういう制度が今ないからできないといったようなこと、例えばくら寿司さんのような規模であればできるけれども、そうではないところがなかなかできないとか、何かしら資金調達あるいは地域のネットワークをサポートするような何かが必要とか、そういったところが御経験からございましたら、御教示いただければ有り難いと思います。

ありがとうございます。

○佐久間座長 それでは、まず、長官、お願いいたします。

○山口長官 水産物の適正取引のガイドラインでございます。

これは、まだ、原案の段階でございまして、今、公正取引委員会さんをはじめ、これから調整が必要だと思っておりますが、我々としましての今の案で言いますと、やはり、それぞれ問題となった事例を挙げさせていただいて、例えば、原材料価格や人件費、物流費等の上昇に伴うコストが大幅に増加したため、価格の引上げを求めたが認めてもらえず、一方的に納品価格を据え置かれたと、これはアンケート調査等で、そういうのが出てきておりますので、そういったものが事例としてあって、これについては、こういった法令等に問題がある、例えば、下請法で買ったときに該当するおそれがあるのだとか、そういった解説を書いて、更に望ましい取引慣行とはどういうものかということで、こういう合理的な価格をちゃんと話合いの上でやりなさいとか、こういった具体的事例に沿った形でガイドラインを、これは、それぞれの問題となる事例というものを挙げさせていただいて、この事例ごとに、そういう不適切な部分と、これをどうやれば、適切な望ましい取引になるのかということを書いたものを作らせていただこうと思っております。

あと、広め方でございますね。

広め方につきましては、そういう形で作らせていただきましたら、これは、今も林専門委員からも御指摘がございましたように、生産者や産地流通業者、そういった方々にも広く周知を図りたいと思っておりますし、実効性確保という点で言えば、何か問題があった場合は、水産庁の方に窓口を作りまして、そこに申し出てもらうといったようなことも考えたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

○竹内委員 広く周知するというときには、私も勤め人をやっていたときに感じたのですが、いろいろなものが、いろいろなタイミングで、多くのガイドラインであったり、法改正であったり、そういったものが降ってきて、正直、特別に説明会とか、きちんと周知をするというような場面を作るですとかの工夫、ある意味リマインドもかけていただかないと、なかなか実効性が保てないなと思っているのですけれども、そういったような形の御対応をいただけるというようなことでございましょうか。

○山口長官 はい、ガイドラインができましたら、説明会等も関係団体等とやらせていただきたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

木和田様、お願いします。

○木和田社長 先ほど、長官がおっしゃった委託養殖はできるということで、ただ、いかだのレンタル、養殖の委託養殖はできるのですか。

○佐久間座長 委託養殖ができるというのが、先ほどの長官のお話だったと思いますが。

○山口長官 そうですね。

○木和田社長 今回は、漁業権、いかだのレンタルもできるという認識でよろしいですか。もし、仮に、いかだのレンタルができなかった場合は、そこをできる規制を整備できればと思います。

○山口長官 いかだのレンタルの意味が、よく分からないのですけれども。

○木和田社長 生産者が、仮に、一つの生け簀を貸しそこに量販店さん、外食さんが、思い通りの魚を作りたいときに、いかだを貸してあげる、魚の管理は、養殖業者がするということです。

○佐久間座長 では、長官、お願いします。

○山口長官 いかだのレンタルという概念が、よく分からないのですが、要は、魚を生産してくれということで、養殖業者という生産者ですね。生産者がそこにいらっやって、その方に、この魚を作ってくれとか、この魚を飼ってくれということでやっていただくことは可能だと思っております。

いかだというのを、それを持ち込んでいただくということなのですか。

○木和田社長 すみません。ちょっと説明が下手くそだったのですけれども、いかだは、もともと養殖の生産者が持っています。養殖のいかだはあるので、そのいかだの中で、量販店さん、外食さんが、自社PB魚を作り買いたいとなった場合に、いかだごとレンタルして、漁業者が、それを管理しながらやってあげるという、管理費だけを頂くという、農場のレンタルと同じような感じなのではと思います。

○林専門委員 多分、同じことだと思います。それをいかだのレンタルと呼ばれるかどうかの問題ではないかと思えます。農水省の方では、法的に可能、大丈夫、やっていいとおっしゃってくださっているのです。

○木和田社長 そうしたら、問題は、ファイナンスとかではなくて、その地域、地域におけるコミュニティの問題だと思うのです。どこの生産者にやっていただけるかという情報が、やはり外食さん、量販店さんはないと思うので、それをきっちり愛媛県さんなのか、漁協さんなのか、漁連さんなのか、水産会社さんなのかというコミュニティの問題と、誰にお願いするという情報を提供できる環境があれば、参入しやすくなると思います。

○竹内委員 くら寿司さんも苦労されたのは、その点ですか。

○久宗常務取締役 おっしゃるとおりです。きれいな言葉でコミュニティという形になりましたけれども、結局は、よそ者を排除するといいますか、受け付けないような感覚的なものはありますので、今回、去年の漁業法の改正もそうですし、今の農水省様の回答も非常に前進する、素晴らしい内容なのですけれども、やはり今までの伝統とか文化とか、培ってきた流れというものを、本当に崩していくといいますか、法は変わっていく、仕組みも変わっていく、通達も出る、ただ、それを浸透させて実施する、ここの部分というのは、相当に力が要するような部分だと感じております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、泉澤専門委員、お願いします。

○泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。

今のことに関連したことで、長官に1つお尋ねしたいのですが、いけすのレンタルと、委託をして魚を作ってもらおうということなのですけれども、両者は個人的には少し内容が違うような感じがするのですが、いけすを貸すということは、漁業権そのものを貸すということではないと思うのですけれども、漁業権そのものを賃貸というのは、当然禁止されていますから、その中で、この行為はどのような法的な担保があるのだろうかと思います。

1つは、県知事の許可でありますので、県によって対応が違ってくると、広域的に事を進めるということでは、なかなか大変なこともあります。

あとは、くら寿司さんのように販売までやられて、あとは生産から販売まで一貫して行うということを狙っておられるということであれば、長期的に事業を継続する上で法的な裏づけがないと投資もできないのだろうと思います。

その辺、国として、法的解釈はどうするのか、これは漁業権の賃貸に当たるのか、当たらないのか、あるいは程度として、例えば、区画漁業権の中にいけすが10個あった場合に、それでは2個までいいとか、1個までいいとか、そういった具体的なことについて、漁業権を取得している漁業者が、きちんと漁業をやっていますよということを裏づけた上で、他社に一部を賃貸するということについての問題、そういったことはどう捉えられているのかなと思いますけれども、1つお願いいたします。

○佐久間座長 お願いします。

○山口長官 賃貸という意味を、どういうふうにおっしゃっているのか分かりませんが、通常の賃貸ですと、賃貸を受けた方が、全てその中で自由に管理して、自由に行動できるのが賃貸だと思うのです。

今回御提案のあった件は、いずれも漁業者といたしますか、管理する人間は、従来の漁業権、この場合は、恐らく行使規則だと思うのですが、漁業権行使規則に基づいて行使権を持っている漁業者です。

その漁業者が、自らの資金で作る場合と、そうではなくて、他人の、くら寿司さんとか、プロジェクトさんが直接やられるのか分かりませんが、その方の資金でもって生産をするという行為の違いだけだと思うのです。

そうなると、今の漁業権とか漁業法でも、管理する人間が漁業者本人ですから問題ないということをおっしゃって、これを法的に規定するというのは、逆に狭まったりするおそれもあります。いろいろな生産条件が契約によって違うのではないかと考えています。さっき聞いた話では、例えば、いけすまで買って、このいけすで飼ってくれというのも出てくるかもしれないし、くら寿司さんの例で言えば、この種苗で飼ってくれというのも出てくるということだと思いますので、ルールを作れば、作るほど難しくなる面もあると思いますので、そこは、先ほども言いましたけれども、もう少し現場の実態といたしますか、何がやりたいかを教えていただければ、それに基づいて、例えば県の運用がおかしいとか、漁協の問題は、行使規則の運用を行う上での、また、地元の問題などいろいろ御指摘を受けておりますので、そういったことは適正化をしていく、指導していきたいと思っておりますけれども、そういった形で養殖業が発展していくことを我々としても願っているところでございます。

○佐久間座長 どうぞ。

○泉澤専門委員 恐らく宇和島プロジェクトさんがやろうとしていることは、漁業者に対して、いかだそのものだけをお借りして、自分たちで餌やりとか、そういったことも目指したいということですね。

○木和田社長 そういう場合もありますし、それを生産者にお任せして、生産者は生産のプロなので、生産者が9個餌をやるのも、10個餌をやるのも一緒なので、管理費だけ生産者が、そのプレイヤーさん、量販店さんから毎月お金を頂くという方法もありだと思います。

○泉澤専門委員 分かりました。そういうのであれば問題ないでしょうけれども、例えば、10個あるいけすの1つを丸きり自分たちで借りて、餌やりから種苗を入れるから、自分たちで漁業を行うということになると、話は少し違ってくるのだらうと思います。

ただ、そういうことも、今後あり得ることだと思うのです。そういったことに道を開くような何か考えが、どうぞ、長官、お願いします。

○山口長官 泉澤専門委員がおっしゃっている意味が、漁業者として参入をしたいという意味であれば、それは今までもたくさん事例がございます。御承知のところだと思います。企業が養殖業に参入できないということはございません。基本は漁協の漁業権があるところであっても、行使権者の1人として入ることが出来ますし、組合員となって行使権を行使すればできますので、あとは正に、漁協等との話し合い、又は本人が漁業をきちん

とやれる、正に適切かつ有効にやれる能力があるかどうかというところで決まるのではないかと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

公取委から来ていただいています、藤本部長が2時までと伺っていますので、一旦ここで、独禁法関係というか、公取委との関係で特に御指摘、御質問があれば、先に受けたいと思います。

では、有路専門委員、お願いします。

○有路専門委員 林専門委員がご発言され、山口長官がすでにお答えになっていることと重複する部分がございますが、私の方から御指摘させていただきたいのは、最初の流通に対する仲買へのアンケート調査に関わる場所です。まず、産地仲買に対してだけでなく、小売側等の、各流通においての段階でアンケートをとっていただきたいというのが1点、2点目がそもそもアンケート項目でいうと、7番目の問7の取引上問題になり得る事例についての中に、私が以前から御指摘させていただいている内容が含まれていないというところがありまして、それを入れていただきたいと思います。

具体的には、林専門委員の御指摘がありましたように、加工業者なり、仲買業者なりが末端の小売業と取引をしようとしたときに、一部の業者がそこに流通上に役割が存在していない場合であっても自分の商権を主張して商流に入ってくるのが水産業界では多くあります。商品1キロ当たりに対して、小さい金額であったとしても10円であるとか20円であるとか口銭の提供を求められることや、場合によっては売上げを上げるために帳面だけを通すとか、求められるケースがあります。取引の関係上そういったことを聞かなければ他の取引を止めるといったような、報復をほのめかされるケースもあります。そこに役割があるのであれば商権として認められることだと思いますが、そうでないケースもあります。

こういうところは、業界的に触れたくないことなのかもしれませんが、産地仲買から小売業界へここまで状況を聞いているわけなので、今後取引の適正化を重視される方向であるならば避けて通れない部分であり、しっかりとした調査を行うべきことかと思えます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続きまして、林専門委員、お願いします。

○林専門委員 すみません、お時間のないところ、公正取引委員会様に確認させていただきます。

資料1-4-2の76ページに、消費者金融取引の左下の囲みの中に、年利12.5%相当にもなる高い金利相当を養殖生産物や生産資材価格に上乗せしているという報告が上がっているのですが、このような高利の上乗せ行為というのは、独禁法上、適法と言えるのでしょうか。

○佐久間座長 藤本部長、お願いします。

○藤本取引部長 独禁法は、個別事案をよく見てみないと、要件に当てはまるかどうか判

断できませんので、なかなか一般的に、12.5%についてどうかというところは、一概には、お答えしにくいわけですが、もし、農水省の方から、いろいろな問題点が現場で見つかって、これは独禁法上どう考えるのかというような御相談がありましたら、いつでも御対応させていただきたいと思えます。

○林専門委員 ありがとうございます。

個別の事案というよりは、こういう構造の中で、生産者の手取りがどんどん少なくなつて、中間搾取されて承継者もないということの構造的な、水産業全体の問題であると思えます。取引適正化ガイドラインを、これから作るという、先ほど山口長官から御紹介いただいた検討会は、80ページのところにある養殖の方だと思のですが、取引適正化ガイドラインを、検討会を設けて、独禁法の学者の先生、そして生産者、そういった方を入れて、できましたら、このワーキング・グループからも委員を入れて検討していただきたいという趣旨で、冒頭の2点目の質問をさせていただいたわけでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

長官、では、検討会の話、先ほど林専門委員も法律家というのは、当然、独禁法の専門家も入れてということだったと思えます。

○山口長官 今までも、これは、公取さんがお話しした方がいいと思うのですが、適正化ガイドラインを作るに当たって、いろいろなそういう関係者を入れた検討会を作った場合に、先ほど竹内委員がおっしゃったように、周知を図るとか、説明会をするというときはいいと思うのですが、ガイドラインを作るときに、そういったステークホルダーとか、利害が対立するような人たちを入れて、議論した結果が適正化するガイドラインになるかという問題もあるのではないかと、こういうのは水産庁の方で、今、調査をして、それで公取さんとも相談をしながら、まずガイドラインを作って、その後、関係業界には、できたものをベースに指導した方がいいのではないかと、思っているのですが、ガイドラインを作られるときも、検討会を先に作られた方がいいということでございますか。

○林専門委員 はい、もちろんです。独禁法関連の各種ガイドラインを作るときに、例えば、今、インターネット上の個人情報の取扱いに関するようなものなどもありますけれども、関係者や学者の方を入れて検討会を設けられていると思えます。この分野について検討するときに、検討会を設けないというような慣行はないものと承知しております。

○佐久間座長 ちょっと公取委の方が2時ということなので、私から少しお話をさせていただきますと、今日委員の方のお話、あと、今日プレゼンテーションをしていただいた方のお話を聞くと、やはり、独禁法上の問題というのが、産地流通業者と漁業者の間にもある可能性は否定できないと思えます。それは一般的に言えば、不公正な取引の形態というのがあるのか、ないのか。

それは、今、聞いただけでも取引拒絶的なものとか、不当な利益による顧客誘引だとか、排他条件付取引というのがあるようなにおいもしないわけではないということです。

したがいまして、公取委においては、やはり競争政策を担う行政機関として、自らこの辺の事実関係を調べていただいて、当然、これはもう決まったことですが、独禁法上問題のある取引、これについては是正を図っていただきたいと考えますが、いかがですか。

○藤本取引部長 一般論として、当委員会には様々なところから情報は寄せられますので、問題になると考えられる行為があれば、申告をしていただくという手も当然ございますので、適切に対応していきたいと思えます。

○佐久間座長 もう少し構造的に、いわゆる調べなければいけない点もあると思えます。

1-4-2の60ページで産地問屋、これは産地流通業者というのか、いろいろな呼び方があるのだと思いますが、そもそもこの調査で、産地問屋は、何を機能として果たしているのかというのが、ここの資料だけではよく分かりません。多分、調べた方も、その辺を押さえていないのではないかなという気がします。

逆に分かっているから、そんなことはここに書いていないということかもしれませんが、例えば、ここは決済行為のみと言っているのですけれども、まさか決済行為だけ、ここはやっているというわけでは当然ないはずですね。決済行為だけであれば、これはPayPalとか、PayPayということになるので、そういうことであるわけではないので、当然ここは売買というのもやっている。

そのときの、例えば、飼料の価格交渉というのは、誰と誰の間で行われるのか。あと、飼料については、どうも直接メーカーから養殖業者、漁業者に行く。ということは、在庫というのは全て飼料メーカーが抱えているということで、産地問屋には在庫機能なり、倉庫機能というのは全く必要としていないということなのか。

あと、送られ方がダイレクトに日々の発注に基づいて送られているのか。送られたとして、そのときに中間の加工なり、パッケージ替えというのがあるのか、ないのか。単純に飼料メーカーから漁村の何々というところに直接送られるということを書いているので、そうすると、漁業者が直接飼料メーカーに注文しても何の問題もないということなのかどうか。

この辺が、この資料見る限りよく分からない。多分、その辺がまだ調べが進んでないのではないかという気がいたします。

ちなみに、今、私の例えばということで、在庫というのは、どこが抱えているのですか。分からなければ、また調べた上でということで結構なのですが。

時間もあれなので、分からなければ、また後日調べて、ですから、そういうところをちゃんと調査していただきたいというお願いにもなります。

○清水水産経営課長 この調査を担当しております、水産経営課長でございます。

今、佐久間座長から、いろいろ御指摘を頂いた、特に販売を含めた詳細な部分までは、今回のこの調査では、ヒアリング調査はやっているのですけれども、基本的に種苗なり餌をどこから仕入れているかという程度のヒアリングが中心ですので、もう少し詳細な部分

というのは、また改めてお答えできるようにしたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

当然、公取委の方を前にして、正に釈迦に説法ですけれども、当然これは、価格決定権がどこにあるかで再販価格の問題とか、いろいろ問題が当然生じますので、当然それは公取委の方も一緒になって調べていただいた上で、是非、明らかにしていただきたいと思います。

それでは、ほかに公取委の方と直接関係のないお話で何か、本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 これまでの議論の中で、大分クリアになってきましたので、考えていた質問をかなりカットして、2点お伺いしたいと思います。木和田さんの1-1の御説明の中で、これはいけす1個だけの委託養殖なのですけれども、現行法では、地域全部がこういう形の委託養殖ということでも構わないという理解で、まずよろしいのかどうかということです。

そういう形で、委託養殖が、かなり大がかりになっていったときに、木和田さんのお話の中で、魚が死んだ場合に、共済を使えるようにして欲しいというようなお話があったと思うのですが、これは、今、使えないということなんでしょうか。それを使えるようにするには、農水省としての対応というのは、何か必要なのかとか、そこのお話が、少し分かりにくかったので、教えていただければということです。

それから、この関連で、農水省さんの資料の中で、dで、正に、こういうビジネスモデルを検討するというところで、協議会でビジネスモデル例を検討しうんぬんと書いてありますけれども、具体的に、今日、お話にあったようなビジネスモデル以外に、何か検討されているようなビジネスモデルの例があるのかどうか、その協議会の中での今の検討の状況といたしますか、進捗状況といたしますか、そのあたりを御披露していただければと思います。

○佐久間座長 長官、お願いいたします。

○山口長官 申し訳ないのですけれども、まず、1番目の木和田さんからの御提案の中で、共済の話というのは、ただいま聞いたところでございますので、どういった関係で共済が使えなくなっているのかという事情をもう少し聞かせていただいてからお返事させていただきたいと思います。

それと、養殖のビジネスモデルについては、これは1-4-2の資料の78ページのところに、その絵を描いてございます。

これからの養殖業の将来を考えたときには、やはりマーケット・イン型で、海外も含めて、海外の市場、国内市場、こういったものの情報に敏感に対応して、それに合わせたものを作っていくということが重要でございます。そのためには、グループ化や統合というものを考えていかなければいけないだろうということございまして、具体的にどういうモデルになるかという、下に5つ、緑のところを書いてございますように、小規模な生産者が協業していくとか、あと、産地の中で事業者がいろいろなことをやっていく場合と

か、既存の生産者の中で大きくなって行って、法人化して、だんだん大きくなっていくというようなこと。

また、これは、先ほどの愛媛県さんのお話もありましたように、地域の事業者とか、あとは、ほかの地域の企業も含めて、一社垂直統合型でやっていくような場合、又は、加工や販売を行っているような方からの参入の場合、こういったことを、今、想定して検討しているところでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

本間専門委員、よろしいでしょうか。

○本間専門委員 はい。

○佐久間座長 ほかに何かございますでしょうか。

花岡専門委員、お願いします。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

eの漁獲証明制度についてで、これは今回の議論になっていないということは分かっていますけれども、検討会などでも、今からでも議論は続いていくというところなので、今、コメントだけ簡単にさせていただければと思います。

今、進んでいて、大きな方向性の一致はできたけれども、より重点的に話し合う Spann が長くなっていくというところですが、その話し合っていく中の流れで、最終的に何を目指すのかというところ、どういうシステムを目指すのかと、やはり、一番の理想的なものは、漁獲情報がどこでどういう状態で取られたというものが、中央で、データベースで管理されていくと。

電子化で漁獲情報がアップデートされていくという形が理想だし、それがトレーサビリティの中にも生きていくと思います。

ですので、この期間が延びていくということ、良い方に活用して、そういう議論を進めていっていただきたいと思います。

今すぐに、これができるとは、現実的には難しい、流通構造の難しさというのがすごくありますけれども、そのためのロードマップを描くとか、そのための第一歩として、今、重点的に業種を絞ってやるとか、そういうようなバックキャストをしていただくといいかなと思います。

それと、その期間が延びたというところですが、一方で、輸入のための、IUU、リスクを日本市場から排除するための漁獲証明制度という位置づけだと思いますけれども、今、何もしていないまま議論だけが続いていく中で、輸入リスクが、そのまま続いていってしまうというところは、やはり大きな問題ですし、この問題は、オリンピックやパラリンピックの東京開催もあって、海外からも注目しているところではあります。ですので、そこに対する方向性を出していくというところは、少し急いでやられた方がいいかなと思います。

お願いします。

○佐久間座長 よろしくお願ひします。

ほかに何かございますか。

有路専門委員、お願ひします。

○有路専門委員 全体的に漁協生産資材について等の議論のところというのは、推進協議会の方でもかなり議論が深まっています、金融制度的なところをどうするかとか、契約生産についてどう取り入れるかというのが、話が始まっているところだと思いますし、そこら辺の議論は進んでいるので、引き続き、形にしていればと思います。

それとは違って、2点ありまして、1つは、先ほどの水産物自身の流通に関して調査というところで、根本的なところとして、この行われている調査自身が天然漁獲物を対象にしていますね。要は、前浜で揚がったものを産地仲買人さんが荷受けさんを通して、中央市場を通してというところ考えると、その調査としては非常によくしているなという理解になりますが、一方で、養殖の水産物は、場外流通が基本になっておりますので、恐らくこういう調査とは、また違う切り口でやらないといけないと思います。そのため、そこは分けて考えてガイドラインを作られた方がいいのではないかと思います。これが、1点目です。

2点目は愛媛県庁さんの方に、可能であればというお願ひなのですが、データとございますか、資料1-2の8ページ目です。

養殖魚の流通と価格形成というところで、資料を出していただいておりますが、恐らくよく見ていただくと、随所に現実的ではないといひますか、多分聞き取り間違いとか、そういうところがあると思ひます。

ですので、再度ここは精査する調査をしていただひて、我々も見せていただけるのであれば大変価値のある情報になるのかなと思ひますので、再考していただきたいというのがございます。

例えば、具体的に申し上げますと、ブリフィレ価格形成例の5というところに書いてありますが、生産者700円で渡された産地加工業者さんが、フィレにするのに歩留り50%と書いてありますが、恐らく歩留りは65%の誤りだと思われまひます。あるいはそのときにかかってくる加工費とこん包資材費の合計というのはロス部分などを除いてシンプルな加工で大体250円~300円ぐらいが我々の知り得る相場観です。

同じように、マダイの価格形成のところもそうなのですが、最終的に刺身等のところになるとときには、最終歩留りというのは、大体30%ぐらいまでなくなってしまうので、そこから逆算すると、実際どれぐらいのところの価格が、どこでついているかというのを見ることというのはいひます。

ここで出ている内容に関し、最終的な末端価格に関しては理解できるものの、中間のところのデータに多く疑問がございます。例えば、価格形成例3のところにあります、産地においてマダイのフィレ加工を手数料180円でやる業者は、多分国内に存在しないと思ひます。マダイ1枚は非常に小さいですから、資材費も込みで入れると、キロ370円から500

円いかなぐらいというところが相場観というところになります。

そういうところも含めまして、数字が一人歩きする可能性が非常にあって、とても怖いと思います。ですので、是非可能であれば、ここの数字というのはアップデートしていただきたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

長官、お願いいたします。

○山口長官 1つ目の御指摘でございますが、おっしゃったところは、分かりました。我々としても、今回は水産物と言いながらも、確かに天然漁獲物を扱う産地市場での仲買人をベースにしたということでございますので、養殖水産物については、取引形態もいろいろあるわけでございますが、そこは、また別途調査等をやって、ガイドラインという形でやらせていただければと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、前原様、お願いいたします。

○前原課長 有路専門委員のおっしゃるとおりで、資料自体が少し古いということもありますので、ここは適宜、リニューアルとかアップデートをさせていただきたいと思います。流通の形態とか加工の様態もどんどん変わっていますので、それに合わせたリニューアルをしたいと思います。数字は一例ということで、取扱いに御留意いただければ幸いです。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに、泉澤専門委員、お願いします。

○泉澤専門委員 1つだけ、資料1-4-2についてだけなのですが、ものすごい多岐にわたった資料で、非常に大変だったと思いますけれども、くくりが少し大き過ぎて、この表を見て何が分かるのだろうという感じがいたします。

例えば、35ページの漁船の生産動向というところで、FRP船を見ると、船価が5億から20億で推移していると書いています。

次の36ページに行きますと、総トン数、19トンクラスがメインだと書いています。ということは、19トンクラスでは1隻で5億する船というのはほとんどないのですね。ということは、この表にはメインである19トンの船が含まれていないのか、あるいは何隻分で5億なのかということだと思います。

ですから、建造隻数も金額も漁船の規模を区別せず全てプールにした集計では建造単価の推移は分からない。やはりこういうところをきちんと表として、次は出していただきたいと思います。漁船のことだけ申し上げれば、そういうことです。

○佐久間座長 これは、今、分からなかったら、追って確認していただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

あとは、個別に指摘していただいて確認をしていただくということでお願いしたいと思います。頂いた時間も、もう大分過ぎていきますので、それでは、どうも皆様ありがとうございます。

ございました。本日の議論を受けまして、かなりいろいろ意見も出ました。水産庁の皆様には、今まで大変御努力いただいたことに、まず、感謝を申し上げたいと思いますけれども、次の点を更に進めていただければと思います。

まずは、やはり水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態調査、これにつきましては、何といても漁業の再生の主役というのは漁業者でございますので、漁業者に対して直接アンケート調査等を行っていただきたいということでございます。

それと、本日、もう公取委の方はおられませんけれども、皆様から頂いた、必ずしもはっきりとしたものではないにせよ、やはり調査を行った結果、独禁法上問題のおそれがあるという場合には、公正取引委員会と連携して是正を図っていただきたいということです。

あと、ガイドラインの検討の体制は、やはり、独禁法の専門家、法律家等も入れて、更にステークホルダーである漁業者を加えた検討体制を、是非構築していただきたいということ。

さらに、ガイドラインの周知徹底、これに関しましては、速やかに各関係箇所、都道府県ということになるかと思いますが、流通事業者等も含めて説明会等を開催していただきたい。

それと、本日、長官の方で御確認いただいた宇和島プロジェクトと、くら寿司様から提案のありました委託生産によるビジネスモデル。共済とか、そういう問題は少し置いておいて、そのビジネスモデル自身が漁業法上問題ないということの確認を頂いたこと、これは大変感謝したいと思います。

その上で、今後、都道府県との関係を詰めていく上でも、文書でその確認をしていただければ、大変漁業の再生のためにも大きい一歩になるのではないかと思いますので、文書での確認をお願いしたいと思います。

あと、公取委の方には、先ほど言いましたように、競争政策を担うと、これは別に違反事案があったから調べるということにとどまらず、今、漁業の再生というのは国全体の取り組むべきお話になっているわけですから、自ら事実関係を調査するということで、問題があれば是正を図っていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上の検討の結果というのは、五月雨式で結構でございますので、事務局とも共有いただき、また、必要があれば、随時ワーキング・グループを開催してフォローさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、少し時間をオーバーしまして申し訳ございません。ありがとうございました。

それでは、本日の議論は以上といたします。

事務的な連絡あれば、事務局からお願いいたします。

○小見山参事官 次回の開催については、また追って、調整して御連絡申し上げます。

○佐久間座長 それでは、本日はこれにて会議を終了いたします。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。